

## 特集

## 第1部

## 「水源／森林環境税の成果と展望」

主催者あいさつ

京都大学

諸富 徹 先生

定刻になりましたので、いまからワークショップを始めさせていただきたいと思います。私は京都大学の諸富と申します。

このワークショップを企画した経緯について、若干、冒頭のご挨拶がてら説明をさせていただきます。ご案内させていただいた際にも書きましたとおり、『水と森の財政学』という本を先日、日本経済評論社から出版させていただきました。これは、横浜国立大学の故金澤史男教授が、もともとは構想されたものでして、今日はその出版記念という意味を含めております。

金澤先生は、神奈川県に水源環境税を導入するにあたって大変ご尽力をされて、私自身も4年間横浜国大に勤めていたわけですが、その際に、神奈川県地方税制等研究会の生活環境税制専門部会という部会でお仕事をご一緒させて頂きました。金澤先生の働きぶりを横で拝見していたわけですが、大変なご尽力ぶりで、条例の成立まで多くの時間とエネルギーを割いて注力されたという経緯がございます。

おそらく金澤先生の思いとしては、そういうかたちで県政での実践に力を尽くすだけではなくて、全国的にも重要事例としての神奈川県水源環境税、つまり水と森を保全していくための税財政システムのモデルとして、これを確立したいということだったと思います。

また、それだけでなく、研究テーマとしても極めて魅力的なので、実践と研究を車の両輪として進めようというお気持ちを、お持ちだったと思います。そして金澤先生が中心となって研究チームがつくられ、そこに参集されたのが、本書の私以外の執筆者だということになります。金澤先生は、目次構成まで作られたところで、大変残念なことに急逝されてしまいました。それで私たちとしては、金澤先生のご遺志を継いで、ぜひ出版までもっていきたいと思い、今日ようやく、本書の出版にこぎ着けたというわけでございます。

今日は、この領域では第一線級の先生方を討論者としてお迎えしております。討論者の先生方には大変ご無理をいって、われわれの研究に対するコメントをしていただくということでお越しいただき、本当にありがとうございました。それでは、これから始めたいと思います。

●  
司会：

諸富先生，どうもありがとうございました。

それでは，早速，第1部に入らせていただきます。

第1部は，「水源／森林環境税の成果と展望」というタイトルで進行させていただきたいと思います。私は司会を務めさせていただきます，横浜国立大学の伊集と申します。どうぞよろしくお願い致します。

第1部におきましては，四つの報告が用意されておりますので，まず第1報告として独立行政法人森林総合研究所，石崎さんから報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

第1報告

「森林政策における政府間財政関係」

独立行政法人森林総合研究所

石崎 涼子 先生

森林総合研究所の石崎です。森林政策における国と地方自治体の財政関係について報告させていただきます。

日本の森林のうち自治体と民間が所有するものは民有林と呼ばれており，国有林とは政策の執行主体や予算の流れが異なっています。国だけでなく地方自治体が主体として出てくるのは，民有林です。

民有林において伐採や植栽などのコントロールがどうなされているのかという役割分担を大まかに見ると，民有の保安林に関しては，主に都道府県が政策を担当しており，その他の通常の民有林に関しては市町村が担当するという分担になっています。具体的なルールは，国から指針が下るされ，市町村の段階で具体的なルールとなり，チェックされていくという関係になっています。

次に予算の流れです。配布資料にミスがあります。申し訳ございません。

これが，国と県と市町村のお金の流れです。大きな特徴は，都道府県の支出が非常に大きい点です。民有林関係の支出純計の8割ほどにあたります。市町村は都道府県の4分1程度の規模の支出であり，国は支出額は多いものの，民有林に関わる支出の大部分が都道府県への補助金となっています。

都道府県における林業費は，ほとんどが普通建設事業費，いわゆる公共事業です。例えば，造林とか間伐とか，いわゆる森林整備に関わる事業は，おおむね造林事業費の中に含まれています。そのうち，国の補助金を受けずに行われる事業は2割程度で，残り大部分は国庫補助を受けながら行われる事業です。